

## 令和6年度かながわ高齢者あんしん介護推進会議議事録（令和7年3月27日開催）

### 実施概要

日時：令和7年3月27日(木)10時00分～12時00分

場所：Zoomによるオンライン会議（神奈川県庁東庁舎42会議室より配信）

- 議題：（1）高齢者虐待の現状と高齢者虐待防止部会の取組について  
（2）身体拘束廃止の取組の現状と拘束なき介護推進部会の取組について  
（3）認知症施策推進協議会の取組について

### 結果概要：

- 高齢者虐待防止対応の養護者支援においては、養護者の介護負担に対する支援だけではなく、養護者が抱えている生活課題に対するソーシャルワーク支援が求められる事例が増えてきている。
- 高齢者虐待防止に関する研修の実施が義務化されたが、eラーニング等で視聴するだけの研修ではなく、その後のフォローやディスカッションなどを施設内で行っていただくなど、研修の質の担保が求められる。
- 高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修の修了者に、地域での権利擁護推進員としての役割が求められているので、修了者と拘束なき介護推進部会委員が連携して地域の事業所に発信する取り組みが期待される。
- 認知症施策推進会議においては、医療基盤のみに限らず、認知症支援のソフト面や地域共生社会づくりについても取り上げて頂き、当会議において協議していきたい。

詳細は以下のとおり。

○長澤高齢福祉課長

あいさつ（省略）

○山田委員長

高齢者虐待防止法が施行されてから 20 年近く経過しました。法改正は、まだ実現していませんが、施策は各自治体において推進されています。身体拘束については手引きの改訂がありました。これまで、福祉施設限定だったのが、病院など医療の分野にも、身体拘束最小化の動きがあります。認知症の方の増加は止まりませんので、様々な分野が協力しながら、神奈川県の高齢者虐待防止施策を推進していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○武藤副委員長

私は拘束なき介護推進部会の部会長の武藤と申します。介護保険スタート時、身体拘束の 11 項目の具体例が出ましたが、現場を見ていると具体例である 11 項目の拘束を行っていないければ、自分の事業所では身体拘束を行っていないととらえている事業所が見られます。11 項目以外の身体拘束や行動制限が現場の中では見受けられています。その行為が利用者の権利侵害に該当することに、なかなか気づきにくい現状が介護現場の人手不足の中見られています。認知症の方の危険な行動を抑えよう、やめさせよう、止めようといったことが身体拘束となり結果的に、認知症の方の権利侵害や生活の質を下げることにつながるが見られています。このようなことが、県内で 1 件でも無くなって、認知症の方が安心して、住み慣れた地域で生活できるような支援ができればよいと思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長

それでは、議事に入らせて頂きます。議題 1 高齢者虐待の現状と高齢者虐待防止部会の取組について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題 1 の高齢者虐待の現状を説明（省略）

○谷村委員

実態をよく反映しているとは思いました。更により実態に即していくためには、高齢者の身近にいるケアマネジャーや、通報が増えているとのことですが、通報者となる方々への啓発が正しくされていけば、さらに実態に近くなっていくと思えます。そうすることで、虐待が良い方に解決していけば良いと思えます。

○山田委員長

弁護士会として、高齢者虐待防止関連や成年後見関連の実感としてはいかがですか。

○谷村委員

虐待があると、成年後見の市町村長申立に繋がってくるので、その辺りの充実度が求められていると思います。弁護士も専門職ですけど、弁護士としても虐待の対応に関する勉強が必要な部分があるので、そこの充実を図っていきたいと思います。自治体の市長村長申立の件数は、実態よりも少ない印象を受けるので、自治体の方でも、そこの充実を図っていただき、虐待事案に対応をする体制を、自治体、弁護士会ともに充実させていった方がよいと思います。

○山田委員長

神奈川県は社会福祉士会と弁護士会の専門職チームは、まだ、作っていらっしゃいませんか。

○谷村委員

部会がありますが、そちらで対応されていると思いますので、後で、部会の報告を聞きたいと思います。

○石井委員

施設長等による虐待が増えたと説明がありましたが、起因する所は、医療介護の現場の経営基盤が厳しい中で、施設長等が虐待者になってきている側面もあるのかなと思いました。特に、前回の介護報酬改定でも、訪問介護事業所など小さな所は、報酬がかなり下げられたこともあるので、経営を担う側の苛立ちやストレスが、利用者に向かっていることがあるとすれば、本当に由々しき問題ですので、早急に国、厚労省に医療介護の経営に関する所を理解していただくことが大切だと思いました。

○山田委員長

高額療養費の議論もありますが、財政的に苦しくなっており、いろいろな所にしわ寄せが来ている所で、事業所などにも影響する部分があると考えています。是非とも、積極的にご意見を頂ければと思います。

○武藤副委員長

今回のデータでは、養護者による虐待の件数が増えている所がとても気になりました。地域の中では認知症サポーター養成講座などを積極的に開催したり、家族支援においては介護支援専門員協会などでも積極的な研修等を開催し実践につながるような働きかけを推進

していると思いますが、ヤングケアラーの養護者の増加が見られているかと思いますが。彼らは養護者であるものの具体的に何をしてよいのかがわからない環境下に置かれているのではないのでしょうか。自分がやっていることが虐待なのだと、なかなか理解できないことが、虐待の件数の増加に繋がる一つの要因になっているのではないのでしょうか。高齢者本人に対して本来必要な介護をしないことが、結果的にネグレクトになっていることもわからないといったことが、ヤングケアラーと呼ばれている人たちにはないのでしょうか。こうした介護家族の変化の中で確認していくことが必要だと思います。

事務局からの説明で、ケアラー支援専門員の設置とありましたが、具体的な内容を伺いたいと思いましたが、時間がある所でご説明頂きたいと思っております。在宅の中で関係性の中から、自分たちには虐待をしているという思いが全く無くても、傍から見たときにそれが虐待なのだというのを、在宅に入っているケアマネジャーや訪問看護、訪問介護の方などが伝えていく必要があると感じています。

#### ○山田委員長

ヤングケアラーは、おそらく親世代が壊れてきているというか貧困の課題や社会課題があって、ケアや十分な家族機能が停止になってきている傾向が指摘されますが、高齢者虐待の立場から見てもそう感じる場合があります。高齢者を介護する子世代の生活課題が危機的になっていることもヤングケアラーの課題から垣間見えると感じました。

#### ○小藪委員

虐待の通報件数が大幅に右肩上がりになっているのに加えて、実際の虐待として認められた件数が、施設従事者の方は、通報件数にあわせて実際の虐待の件数も一緒に上がっているのは見えますが、養護者の方がそうではない理由が気になります。通報を受けた所が、虐待として捉えてられているのが危惧されると思います。それから、私も同じく、ケアラー支援の問題も大きくあって、電話とLINEによるケアラー相談窓口と、ケアラー支援専門員の方が頑張っているのは存じ上げていますが、相談の実績の推移は、どういう動きなのか、もしわかれば知りたいです。

#### ○事務局

ケアラー相談の実績の推移は、後程、確認できましたら情報提供させていただきます。

件数については、養護者による高齢者虐待の推移で、通報件数の割に虐待と認めた件数が伸びていないところですが、警察が疑いがあった事案をすべて市町村に通報する中で、夫婦喧嘩によるもので実際には高齢者虐待として認められない事案もあります。通報自体は疑いも含めて通報していただくことになっていますが、虐待が疑われる状況を取りこぼさないという意味もあります。事実確認した結果として、虐待の事実が認められないものが多い結果だと考えられます。

○小藪委員

冒頭の課長のご挨拶の中で、虐待が複雑化しているので連携が大切だというお話もあつたと思いますが、複雑化することで虐待としてキャッチアップすることが難しくなっているようにも思います。要は、わかりにくいので、虐待としてキャッチアップされることが無いのではないか気になります。

○山田委員長

厚労省のマニュアル改訂の時に、各自治体から、養護者の定義について、厳密に解釈をしてほしいとの声がありましたが、かえって、お孫さんとか養護者に当てはまらない方がカットされる傾向があり、実践者の方からすると、それはどうなんだろうという意見もありまして、学会の方では、養護者をあまり限定しないようにする改正案が出ています。

それから、ここ数年、警察からの通報件数が非常に伸びていることも1つ影響があるのかなと思いました。

○県警本部

警察から市町村への通報件数は、昨年度に比べて大幅に増えています。私たちが110番通報等を受けて臨場すると、家庭内の問題を認知することがほとんどで、ご夫婦間や親子間の問題ですが、私どもの方でも認知症サポーター養成講座を含めて県警職員全体に対して高齢者に関する知識を持ってもらっていることもありまして、単なる夫婦喧嘩とか単なる親子喧嘩で終わらせる形ではなくて、その背景に虐待行為がないかどうか疑いを持って通報させていただいている所があります。実際に虐待と認められた件数が、通報件数に対して、どのくらいの割合かは分かりませんが、警察官の知識などが上がったことも件数の増加に影響していると思っています。また、身体的虐待であれば積極的に事件化を図ったり、お子さんに虐待された事案だと親御さんの情有り、なかなか事件化に至らないこともありますが、可能な範囲で、加害者に対し警察として必要な警告注意を実施し、物理的に接触しないような避難の措置等を市町村に御協力いただいています。

○山田委員長

以前にはケアマネジャーによる通報件数が最も多かったですのですが、ここ数年は警察からの通報が最多になっています。早期発見に貢献して頂けるようになったと思います。

○県警本部

事務局から説明があつたように、夫婦喧嘩の通報があり警察官が臨場したところ、その対象が、高齢者だったということがあるので、件数が伸びていると思っております。

高齢者の方が怪我をしないように警察も対応しておりまして、それで件数が増えている

と考えております。

○山田委員長

本当に警察のご協力が必要になってきたことが実感されます。

○長澤課長

先ほどのケアラーに関してお答えしたいと思います。ご質問いただきました相談件数ですが、令和4年度と令和5年度の実績は、LINEと電話合わせて令和4年度が全体で192件、令和5年度が315件です。電話だけで見ると令和4年度は51件、令和5年度が52件とあまり変わらないのですが、LINEは令和4年度141件、令和5年度が263件と大きく伸びています。この状況を年代別の数字で見ると、若い方はLINEでご相談いただいて、年齢層が高い方から電話でご相談いただいている状況があります。

ヤングケアラーの問題ですと、ご自身が虐待をしていることよりも、ご自身がケアラーである認識すらない方が、若い方を中心にあると思います。そのことを認識して頂くための周知と、ケアラー支援専門員も相談に応じてはいますが、地域ごとにケアラーを支援するネットワークを作っていくために、地域包括支援センターや介護保険事業所、障害者支援事業所、学校などでネットワークを作っていく事業も実施しています。

まずは、当事者にケアラーであることを認識していただくことと、そのような方達の情報を各地域ごとに拾っていき支援に繋げることができれば、その後も、いろいろな形で目が入っていくので、何かあったときにすぐ通報に繋がることもできると思いますので、県として、ケアラー支援に取り組んでいきたいと思っています。具体的に、虐待の状況を見ると、お孫さんが若干増えてきていますので、地域における支援を推進していきたいと考えています。

○山田委員長

いろいろな福祉課題が山積している中で重要だと思われれます。

○金井委員

虐待をしてしまう養護者に対しての支援として、相談窓口の設置があるということですが、電話で相談する方には、ある程度、自分の問題を認識していて、電話をされることがあるように思いますが、一方、虐待をしている方の中には、虐待をしている認識がない方もいると思いますので、それらに対応する方法も併せて考えていくことがあると思います。

それから、養護者による高齢者虐待で、市町村が行った対応については、分離なしが件数として多いようですが、その中の「助言指導」が440件となっています。これらの具体的な助言指導の内容についてお伺いしたいと思います。

○横浜市

養護者への対応で、先ほどからお話も出ておりますけれど、子世代に課題を持っている人が非常に多いこともありますので、本市では、生活困窮者自立支援制度につなぐとか、精神保健の担当につなぐといった支援もやっているのですが、そのようなことも助言指導に含まれると解釈しております。

#### ○相模原市

直接支援の担当をしていますが、現場から聞いている話の中では、警察からも疑わしきは通報するという中で、確かに、夫婦喧嘩の話もあるので、こういうことがあった際には、こういった形で我々も相談にのれますとか、横浜市さんが言ったように、別の機関につなぐような助言指導が、比較的多くなっているように思います。重度のケースに関しては、経過を追って対応していると聞いています。傾向としてはそのように聞いています。

#### ○県警本部

養護者への支援というところでは、基本的には、助言や指導を行う対応が警察としては多くなっていると思います。助言と指導で、虐待が改善されるのであればということで、主に支援していくことになるかと思うので、数字としては大きくなっているのかと思います。

#### ○山田委員長

養護者支援といっても、介護負担の支援だけではなく、虐待者が抱えている福祉課題の支援も必要で、そのようなソーシャルワーク支援が関わらなければ、どうにもならないという事例が増えてきておりますので、自治体などでは、介護負担だけの養護者支援ではなく、養護者の生活課題のソーシャルワーク支援が不可欠で、その方が虐待に至るまでの発生要因を分析して、要因を消していくことが、より必要になっていると思います。

#### ○入山委員

データを事前に拝見させていただいて、施設従事者による虐待件数が増加傾向であるのが数字上からも捉えられました。興味深かったのは、施設種別の中で、グループホームの件数が大きく伸びている所で、先ほど事務局より、要介護認定を受けている被虐待者の約9割の方に認知症があるというお話がありましたが、グループホームは、認知症の方のケアの専門施設であるのに件数が増えているのは、ケアに苦勞されていることがあるのかという見方と、もう1点は、虐待を課題意識した結果、浮き彫りになり始めたのかなという両方の見方があると考えました。

ただ、介護の専門職としてという視点で、自分たちのどういう行動が人権侵害に当たるのかを自覚なり認識なりするアプローチを、我々介護福祉士会でも人権をテーマとして考えているところですが、そのような取り組みを現場で力を入れないと虐待が減っていく方向にはならないと数字から見させていただいたところです。

○山田委員長

介護福祉士会は専門職集団ですが、なかなか、そうでない方々が、介護現場には大勢いるので、その方達を支援していくご苦勞もあると思いますが、どのような状況ですか。

○入山委員

会でもよく話題になるのですが、先ほど養護者による高齢者虐待が複雑化しているというお話がありましたが、介護だけではないご家族が抱えている事情、精神的なケアが必要な方が親御さんを見ているとか、様々な状況がある中で、その一端として、介護のやり方がわからなくて知らず知らずに傷つけてしまうような介護をされている方については、私たちの力が発揮できる場所ですので、家族介護の方のお困りごと相談を受けたり、介護のやり方を提示する動きを強めていこうという動きで継続しているところです。

○山田委員長

在宅でも施設でも、そのような介護の指導について、介護福祉士が担っていく役割が強くなってきたと感じております。

続いて、高齢者虐待防止部会の取組について事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明（省略）

○山田委員長

マニュアル改訂などの作業も委員だけではなくて市町村等の担当者に参加いただいて検討しております。なかなか難しい作業ですが、来年度に入りますけれど完成版にしたいと思っています。施設従事者による虐待は、今年度から介護施設における研修など、様々なことが必須化になったことと、身体拘束最小化が医療の方にも適用されたことで、そちらについても市町村の支援や都道府県の支援が求められていると思います。その点について、いかがでしょうか。今までは工夫をすると報酬アップの傾向だったのですが、今はやらないと減算という傾向になっており、それが効果を生んでいるようなところもあると思いますが。

○武藤副委員長

今回の高齢者虐待に関する改定があったところでは、研修の必須化もありますが、現場を見ていると、非常に人手が少ない中で、これまでの研修では外に行くとか、事業所の中で事例を出し合っただけでディスカッションをすることが多くあったのですが、拘束なき介護推進部会の中でも、eラーニングを導入している事業所が増えているといった話が聞かれておりました。基礎的な知識を学ぶところではeラーニングの活用が効果的とは思いますが、その

学びをケアにどう活かされているかP D C Aサイクルに乗っていないことがすごく増えてきているように伺えます。虐待の最も大きな要因としては、知識技術の不足が言われていますが、研修は2回実施が義務化されていますが、eラーニングだけでは本来の求められている研修効果をどこまで学び実践に繋げられるかはわかりにくい。

研修もいろいろな形がありますが、私も現場に入っている者として、ディスカッションをするからこそ、今まで持っていなかった新たな気づきを得られたりなど、そのような研修はとても大事ですが、先ほどグループホームでの虐待が増えてきたところでは、入職して間がなく、すぐ夜勤に入ってしまったりと、知識技術の未熟さがあるままで、例えば夜中に大声を出している人にどうやってケアをしていくかわからない。その結果、その行為を止めよう、抑えようとする行動が虐待に繋がってしまうことも考えられるのではないのでしょうか。今後はもう一度、研修のあり方を検討していく必要や、年2回以上の研修が減算だけの捉え方にならないような管理者研修などを強化することで虐待がなくなることを考えなくてはならない。虐待を行っている者は自分が虐待をしているつもりが全くないところからのスタートで、特に密室化したところでの虐待は、eラーニングだけの研修では、なかなか解決に繋がらない部分が多くあると感じております。

#### ○山田委員長

私も国のeラーニングの研究事業と神奈川県研修プログラムを動画化することで関わっていますけれど、活用の仕方では、ちゃんと施設でディスカッションしながらやっていたプログラムになっていますが、実際には、忙しい施設だとこの動画を見てと言うだけで、共有やディスカッションをせずに済ませていることが指摘されていて、私は日本高齢者虐待防止学会の事務局長をしておりますけれど、学会のコンテンツを見て虐待の再発防止に努めているとした施設があったりして、eラーニングを見ただけで再発防止をしたと思われぬように肝に銘じていきたいと思えます。市町村レベルでどのように研修の質を担保していくか、それをチェックしていくかが求められていると思えますので、部会でも気をつけていきたいと思えました。ご指摘ありがとうございます。

#### ○山田委員長

議題2 拘束なき介護推進部会の取組について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

説明（省略）

#### ○武藤副委員長

この研修は非常に大きな意味があって、階層別で新人職員の時に、経験年数の少ない職員からスタートして、そして、施設長も同じ柱の中での研修に参加するということは、施設全

体の身体拘束廃止に向けた取り組みが積極的にできるのではないかとということで、そこに、拘束なき介護推進部会としてどのように関わっていくか。権利擁護研修では研修修了後、地域推進員の役割が与えられる。今後は地域推進員となった修了者と部会委員が連携して地域の中で、現場の中の課題であったり、身体拘束をどういうふうにとらえて現場に発信していくか、研修も含めた自己課題解決の場になれるような機会を作っていけることで、この研修は、より活かされるのではないかと個人的に感じているところです。これまでもブロックごとに活動できる可能性を見出し、実際にスタートしたが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い活動が休止した経緯もあります。今年度は地域ごとに再開を試みて、顔の見える関係づくりから地域の事業所の身体拘束廃止に向けられていけばいいかなと考えているところです。

#### ○谷村委員

身体拘束をどのように指導しているのでしょうか。体が不自由で、ベルトをすることで安全を保持する場合の問題があると思うのですが、そういうのも、現場では身体拘束だからできない理解でベルトをしない問題と、安全を図る名目のために身体拘束している場合との区別が難しいと思うのですが、安全の保持のためには必要なベルトの場合もあると思いますが、どのように指導されていますか。

#### ○武藤副委員長

基本的には、安全が保持できないような姿勢、体制や動きの裏側に何か課題があるというとらえ方で、課題解決をして、それでも姿勢保持ができない時には、ご家族ときちんと話し合っ、本当に安全と身体拘束は表裏一体で、安全を取ったら身体拘束になり、身体拘束をしなければ安全が確保できない非常に厳しい状況ではあるのですが、まずは、現場の中で身体拘束を廃止していくところの基本的な考えとしては、身体拘束をしなくてはならない状況がなぜ起きているのか、研修の中でも認知症の研修の所からアセスメントをしっかりやって、現場の中でも廃止に向けた取り組みをしております。

#### ○谷村委員

確かに認知症で、その行動が予期できないときに、安易にベルトを使ってはいけないというのは、そうだと思うので確かにそうですね。私が今イメージしたのは、ここでは高齢者の話なんですけど、障害者施設での話が頭にあったもので、身体的に不自由で、動くこと自体が、あまり予想できない人の場合のことが念頭にあったので、的を外れた質問になったかもしれません。

でも、その限界があるということを念頭に置いて、施設にしても在宅にしても、柔軟性を求めてしまうと拘束を行う方向にいつてしまうかもしれないけれど、安全のためにベルトはした方が良くのではないかと思う場面もあるように思ったので、そういう質問になりました。

○武藤副委員長

やむを得ず身体拘束をしなくてはいけない要件を満たすことがまず一つで、身体拘束をやらなくてはならないのであれば、長時間やりっ放しにすることは、様々な弊害が生じることであり、権利侵害にもあたることを介護現場では理解することを基本とし、やむを得ず身体拘束をしたとしても、長時間やりっ放しにしないことが非常に重要です。これは障害者であっても高齢者であっても同じかと感じております。

○山田委員長

やはりアセスメント、介護過程が重要で、高齢者虐待防止の研修とか身体拘束適正化の研修は、介護過程を徹底してやっているかという教育になると思います。その辺りで、今、身体拘束最小化の動きの中で、様々な施設が、身体拘束廃止に踏み切っておりますけれど、その結果、ちょっとした事故は増えたという報告もあります。しかし、それをどう考えるかという時に、日常生活でも、転ぶことはあると。それを大騒ぎして、だから身体拘束にしまおうと言うのではなくて、施設の中で柔軟に利用者を中心として考えていく方向で努力されている感じがいたしますが、いかがでしょうか。

○武藤副委員長

おっしゃる通りで、我々でも動けば転ぶ時があるので、この人が度々転ぶから身体拘束をしましようと言った時、度々転ぶ理由は何なのかが一番大事で、バランスが悪いのであれば、誰かが付き添えば良いのだし、アセスメントをしっかりと取って、それに対して、どのような介護過程を展開していくかが重要です。重大事故に繋がらなければ良いとか、家族から苦情が来るからやりましようという安易な考えではなく、アセスメントをした結果、エビデンスに基づいて、ご本人の安全を確保するためにやむを得ず身体拘束をしなければならない状況が起こったとしたら、ちゃんとPDCAサイクルに乗せて、実施していくことで身体拘束は外れていくと思っておりますので、アセスメントとケアプランをどう連動させて生活していくかが重要と感じております。

○山田委員長

施設の中でも高齢者が幸せに暮らしていけるように、いろいろ考えることも、この部会の役割だと思いますので、よろしくお願いします。

議題3 神奈川県認知症対策推進協議会からの報告事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明（省略）

○山田委員長

全体的に認知症の医療面は苦戦している部分があるのでしょうか。

○事務局

医療面に関して、日々進歩が進んでいる所があるかと思います。スクリーニング検査がしやすくなってきたことや、昨今ですと、アミロイドβへの抗体医薬のレカネマブ、ドナネマブがありますが、こちらは早期の認知症患者或いは軽度の認知症患者にしか適用できない問題がございます。そこを正しく理解いただき、適用にならない方にもフォローをしていくことが、認知症疾患医療センター、県に求められていると思います。仮に、薬の適用ができない場合でも、他の方法をご案内したり、認知症になっても医療の進歩とともに共生社会を実現したり、認知症がある高齢者に対する権利擁護や、認知症になった後も、その人らしく暮らしていけるという認知症観を政府で提示しておりますけれど、神奈川県では、共生社会を以前より推進しておりますし、認知症の本人希望大使も、他の自治体よりも早く、どこよりも多く任命しておりますので、その広報も含めてやっていく考えです。

○山田委員長

そういった認知症施策のソフト面も、部会の資料に入れていただきますと、わかりやすくなると思います。医療基盤の整備だけではなく、地域で認知症を含めた共生社会をどのように推進していくのかが重要な課題だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山田委員長

横浜市、相模原市はいかがですか。それぞれに大きな市で財政力があるので、その辺の基盤は他の市には比較にならないと思いますが、いかがでしょうか。

○横浜市

認知症に関してコメントさせていただきます。認知症疾患医療センターも含めて、地域でも認知症を診断してくださるような病院も増えてきているので、そういった面でアクセスの良さは、増えてきている実感があります。一方で、横浜市として、周辺症状が悪化して、やむを得ず入院をしなければいけない方だと、横浜市内では入院調整ができず、市外の病院に入院の調整をさせていただいた経過はあるので、市だけでも抱えきれないので、医療基盤としても県域での協力は必要だと思います。

○相模原市

相模原市は、認知症関連施策の所管部と密に連携して、虐待のみならず、成年後見もそうですが、連携をしながら、またそこを通じて、神奈川県から情報を頂いたり、内部も外部も含めて連携をしながら、認知症、権利擁護、虐待、成年後見等で手を取り合って支援できる

ように取り組みをさせて頂いています。引き続き連携して取り組んでいきたいと思っています。

○山田委員長

認知症の方に、警察が関わることも多いと思いますがいかがでしょうか。

○県警本部

我々が認知症の方に携わる機会は、虐待関連もあるのですが、行方不明になられる方が非常に増えています。警察では、行方不明者を発見した時に、御家族に対しての指導や行政につなげるような知識を持って接するように心掛けてはいますが、うまくいかないところもあります。行方不明になった方は、発見されるのがほとんどですけれども、中には、路上で転んで怪我をされていたり、事故に遭われている方もいらっしゃいます。御本人だけではなく、御家族の支援について、家族も大変なところがあるので、現場では警察官が聞き手に回るような心遣いができたら良いと思っています。

○山田委員長

そのような認知症高齢者の地域住民の受け入れというか、共生感覚はどうでしょうか。進んでいる印象ですか。それとも、迷惑な人は嫌だとなったり、ご家族も外に出せないというようなこともあるのでしょうか。

○県警本部

お話を聞く中で、世間体を気にされているようなご家族もいらっしゃる中で、私の方で気になるのは、近所の方が徘徊している方を見かけて通報くださることもあるのですが、自治会で共有して、見かけたら声をかけるようなことがあれば、遠くに行ってしまう前を見つけることもできると思うので良い方法があればと思っています。

○山田委員長

共生社会の地域づくり課題もやはり認知症施策としては重要だと思います。

○武藤副委員長

徘徊の件に関して、認知症介護指導者としてネットワークで、行方不明になるとLINEで、このような人が、いつ頃いなくなったので、見かけたら連絡くださいというネットワークを作っています。長くても2日ぐらいの間に見つかることが多くあるので、神奈川県としても、どんな形でシステムを作っていくかもありますし、どこに配置するかもあろうかと思うのですが、皆さん気にかけてくれて発見につながっています。例えば九州の方でも行方不明になるとネット上に上がってくるので私は遠隔で全くわかりませんが、群馬の方

と私達で関わったことがありました。ですから、結構な遠距離でも歩いて来られますし、私達の事業所にも二人ぐらい迷い込んできたことがあって、そこから、どうやってこの方の住んでいる場所を探していくかというところも、たまたま認知症介護指導者が、どんなネットワークを使いながらやっていくかというところで、地域づくりの中にうまくフィットしたところで、お二人共、本当に比較的短時間に、ご自宅につなげることができて、当然そこに警察の方にも入って頂いたこともありましたので、行方不明になった時の神奈川県独自のネットワークづくりも大事かと思います。

○山田委員長

良い実践は、どんどん皆さんで共有していければ、モデル事業になるのか事例集になるのかわかりませんが、参考になる地域の事例については、この場で共有できたらと思いました。

○小薮委員

横浜市内の地域包括支援センターに勤務していますが、認知症の方の共生社会、認知症の方が一緒に地域で暮らしていくための地域づくりということで、近所のスーパーに協力していただいて、スローショッピングの取り組みを、地域の方、スーパー、包括、区役所、市役所と共同して実施する取り組みが、いくつか市内で芽生えてきていて、そのあたり、県の認知症施策協議会で、何かそういう動きが、県全体であるのかどうか、もしおわかりになったら教えていただきたいと思います。

○事務局

スローショッピングは、実際、「かながわオレンジ大使」から、ゆっくりスローにレジができるという希望は聞いております。ただし、協議会では、まだ検討されてない状況です。

○山田委員長

何か医療基盤だけではなく、ソフト面の地域共生社会づくりを、どんどん取り上げていただけると良いかなと思います。やはり地域づくり、共生社会が重要だと思います。それでは時間になりましたので、事務局にお返しいたします。